表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第３条第１項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和２年度）

登　記　所　名	所有者等の探索の対象となる地域
本　　局	安芸郡海田町東海田
本　　局	安芸郡坂町
本　　局	安芸郡坂町横浜西一丁目
本　　局	安芸郡坂町植田二丁目，三丁目
本　　局	安芸郡坂町北新地二丁目
本　　局	広島市中区江波本町
本　　局	広島市中区江波東二丁目
本　　局	広島市中区江波南一丁目
可 部 出 張 所	広島市安佐北区三入南一丁目
可 部 出 張 所	広島市安佐北区三入二丁目，四丁目，六丁目，七丁目
廿 日 市 支 局	廿日市市原
東 広 島 支 局	東広島市黒瀬町楢原
東 広 島 支 局	東広島市黒瀬楢原東二丁目
東 広 島 支 局	東広島市黒瀬楢原北一丁目
呉　支　局	江田島市江田島町
呉　支　局	江田島市江田島町中央二丁目，三丁目，五丁目
尾　道　支　局	尾道市栗原町
福　山　支　局	福山市内海町
三　次　支　局	三次市大田幸町